

業 務 仕 様 書

1 業務名

アートスポット魅力創出発信事業に係る調査検討業務

2 業務の目的

大阪府では、都市魅力を向上させ、観光集客につながるような、大阪らしい新たなアートスポット（名所）の創出に向けて、公共の空間や施設内におけるアート作品の設置を検討しています。新設作品を設置し、府域既存作品とも連携して発信することで、大阪文化の魅力を更に高め、府域のアート・ツーリズムにもつながる事業へと発展させる可能性を探ります。

検討にあたっては専門家による懇話会を設け、事業コンセプトや事業内容、手法について意見交換等を行い、府が事業計画をまとめることとしています。

本調査検討業務は、事業計画を取りまとめるにあたり、府では困難なデータの収集・分析、提案等を通じ、事業計画素案を策定することにより、府の事業計画の策定支援を求めるものです。

3 業務内容及び提案を求める事項

(1) 国内外のパブリックアートの調査

※本調査におけるパブリックアートとは、公共空間等、不特定多数が自由に訪れることができる主に野外空間やターミナル駅、空港等の公民の施設内にて、長期に展示されているアート作品を対象とする。

※国内外のパブリックアートの調査結果については、中間素案とりまとめ（6月下旬）に含めることとする。

[大阪府]

- ・府域の主なパブリックアートを掘り起こすため、調査を行い、現状と課題をまとめる。

[国内]

- ・国内でのパブリックアートの成功事例を自治体（公的団体含む）と民間（公共との協働体等含む）の実施主体別に、それぞれ10例以上とりあげ、それらの事業内容・予算・効果及び維持管理手法、著作権処理状況等を調査分析し、それに対する評価をまとめる。なお、自治体の事例10例については、予算規模の小さい事例も含める事。
- ・自治体において、パブリックアートを継続して活用している事業の内容・予算・効果及び維持管理手法を調査分析し、それに対する評価をまとめる。

(実施自治体数の増減傾向、自治体におけるパブリックアート作品の活用方法等)

[海外]

- ・海外でのパブリックアートの成功事例を自治体（公的団体含む）と民間（公共との協働体等含む）の実施主体別に、それぞれ5例以上とりあげ、それらの事業内容・予算・効果を調査分析し、それに対する評価をまとめる。

[共通]

- ・国内外のパブリックアートの最新動向（どのような傾向の作品が話題となっているか、その効果等）を調査分析し、評価をまとめる。

(提案事項)

- ・パブリックアートの調査分析の手法や、効果及び評価をまとめる手法及びポイント（着眼点）について提案

【提案時の留意事項】

- ・効果及び評価をまとめるにあたっては、アウトプットとアウトカムの両面で行うこと。

(2) 候補場所の調査

- ・府が2018年度以降にパブリックアートの設置を検討している府域内の候補場所(5ヶ所程度)を含め、懇話会での意見交換や府域の既存作品の状況等を踏まえ、適格と考えられる候補場所を調査し、パブリックアートの設置に係る条件やその効果等について検討する。

(提案事項)

- ・調査が必須となる条件や項目を列挙し、各項目についての調査手法について提案（設置条件や遵守すべき規制、ステイクホルダーの整理等）

(3) 事業計画案の作成と事業費等の検討

- ・府が懇話会との意見交換をもとに取りまとめる事業コンセプトや実施案（作品内容、作家選定手法等）に基づき、事業計画素案を複数作成する。
- ・その計画に必要な事業費、維持管理手法及び後年度に必要となる負担額について検証する。
- ・大阪らしいパブリックアートについて、事業者としての意見を提案する（任意）。

(提案事項)

- ・一般的なパブリックアート設置の事業計画に必須となる事項と手順を整理して記載
- ・パブリックアート設置に係る費用項目を列挙し、各項目について予算規模を算出する手法や根拠について提案

(4) 事業効果と効果検証方法の検討

- ・上記で取りまとめた事業計画に基づいてパブリックアートを設置した場合の事業効果を測定するための具体的な方法を提案するとともに、見込まれる効果を明らかにする。（集客数、話題性、SNSでの拡散等）

(提案事項)

- ・これまでの知見により、適格と思われる効果測定手法を複数提案し、手法の概要と、その着眼点について説明
- ※提案にあたっては、特にインバウンドの獲得や観光客へのアピールにおける効果及び大阪文化の魅力向上につながる効果の検証法を含めること

(5) 広報手法等の提案

- ・新たに設置するパブリックアート作品について、府域の既存のパブリックアート作品との連携も考慮し、国内外の観光客等に効果的にアピールする手法、ストーリー作り、府域での回遊性の創出等を具体的に提案する。
- ・既存の作品についても、新たに光を当て、掘り起こすべき作品や作品群と、その発信の仕方、ストーリーの作り方等を複数提案する。
- ・上記について、設置した後の継続的PR等、適切な運用方法について提案する。

(提案事項)

- ・現代におけるパブリックアートの効果的な広報について考慮すべきポイントを記載

(6) 懇話会の議事録作成

懇話会に同席するとともに、議事録を作成すること。

(7) 報告書の作成

3(1)から(5)までの業務内容に係る報告書を作成すること。

4 業務運営体制等

- ・業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。

5 事業実施期間

契約締結日から平成 29 年 10 月 31 日まで

6 業務スケジュール (予定)

| | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
|-------|--------|-----------|---------|-----------|---------|-----|------|
| 受託事業者 | 委託契約締結 | 業務履行期間 | | 計画素案取りまとめ | 各種調整 | | |
| 大阪府 | | 中間素案取りまとめ | 中間取りまとめ | | 計画取りまとめ | | 予算要求 |
| 懇話会 | | 第1回懇話会 | 第2回懇話会 | 第3回懇話会 | | | |

※スケジュールは予定であり、変更となる場合があります。

(その都度、受注者と協議します。)

7 提出書類等

受注者は、以下の成果物を発注者に提出するものとする。

(1) 3(6)の議事録

懇話会終了後速やかに、紙媒体2部(A4版、両面)及び電子データ(MS Word、Excel、PowerPoint等で作成し、CD-ROM等に保存したもの)2点

(2) 3(7)の報告書

契約期間満了の期日までに、紙媒体10部(A4版、両面)及び電子データ(MS Word、Excel、PowerPoint等で作成し、CD-ROM等に保存したもの)2点

(3) その他、発注者が指示するもの

8 その他

- ・ 個人情報を取り扱うときは、「アトスポット魅力創出發信事業に係る調査検討業務企画提案公募要領」特記仕様書 II 個人情報取扱特記事項を守ること。なお、個人情報の保護の観点から受注者は、誓約書(別紙1)を提出する。
- ・ 本事業の実施により得られた成果、情報(個人情報を含む)等については大阪府に帰属する。
- ・ 事業の再委託は原則禁止することとし、必要がある場合は大阪府と協議するものとする。
- ・ 本業務に関する協議、打ち合わせ等に要する費用はすべて受注者の負担とする。
- ・ その他事業の実施に際しては大阪府の指示に従うこととし、疑義が生じた場合は大阪府と協議するものとする。